

公立大学法人大阪キャンパス等各拠点間  
通信回線利用契約  
調達仕様書

公立大学法人大阪

## 目次

1	本業務の背景と目的	4
2	調達範囲	4
2.1	サービス提供の範囲	4
2.2	履行場所	4
2.3	責任分界点	4
2.4	提出書類	5
3	スケジュール	7
3.1	全体スケジュール	7
3.2	導入作業期間	7
3.3	サービス提供期間	7
3.4	サービス提供期間の延長	7
3.5	サービス提供期間中のネットワークの廃止	7
3.6	支払方法	8
4	実施体制	8
5	サービス要件	9
6	構築役務要件	10
6.1	業務実施計画説明会	10
6.2	協力体制	10
6.3	プロジェクト体制	11
6.4	コミュニケーション管理	11
6.5	敷設作業等	11
6.6	敷設作業等時間	11
6.7	敷設作業等調整	11
6.8	疎通確認	11
6.9	問合せ	12
6.10	原状回復	12
6.11	敷設作業に関する留意事項	12
6.12	SINET データセンタへの引き込みに関する留意事項	12
7	運用保守サービス要件	14
7.1	基本要件	14
7.2	保守内容	14
7.3	運用保守体制	15
7.4	予備品・保守部品	15
7.5	サービス提供時間	15
7.6	問合せ受付時間	15
7.7	運用保守作業時間	15

7.8	問合せ .....	15
7.9	障害管理.....	15
7.10	廃止に伴う撤去作業.....	16
7.11	特記事項.....	16
8	その他.....	16

## 1 本業務の背景と目的

2019年4月設立の公立大学法人大阪（以下、「法人」という。）は、大阪府立大学（以下、「府大」という。）と大阪市立大学（以下、「市大」という。）（以下、「両大学」という。）において、経営の一元化とガバナンスの強化を図り、両大学の改革及び資源の効果的な活用を進めるとともに、2022年4月に、両大学の大学統合（以下、「新大学設置」という）を予定しており、現在基盤システム・ネットワーク、教務事務システム等の構築を進めているところである。

本調達では、新大学設置に向けた内部ネットワークの切替え、各システムの本番稼働に合わせ、両大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下、「高専」という。）の各拠点を接続するネットワーク（以下、「拠点間ネットワーク」という。）の調達を目的としている。

## 2 調達範囲

### 2.1 サービス提供の範囲

下図表を対象に、ネットワーク及びネットワークを利用するための通信サービス（以下、「本通信サービス」という。）を提供すること（配線、各種調整等を含む）。

図表 2-1-1 調達範囲の概要

分類	仕様概要
拠点間ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 9 拠点 10 区間の拠点間ネットワーク</li><li>・ 詳細は「別紙 1_拠点間ネットワーク一覧」を参照</li></ul>

### 2.2 履行場所

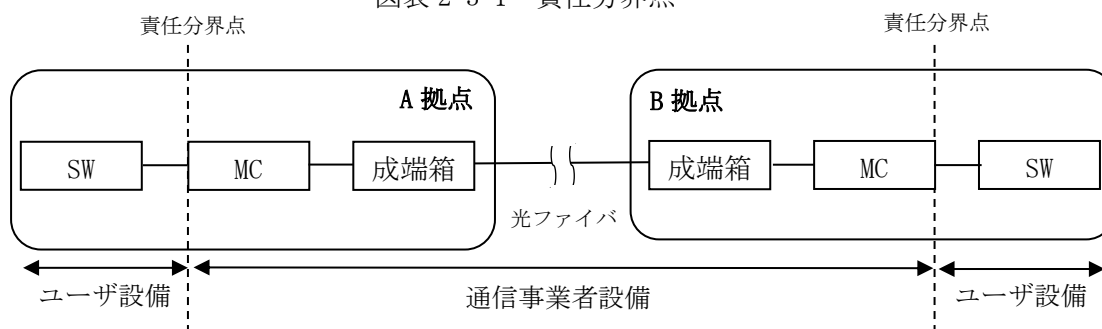
履行場所は法人の指定する場所とし、詳細は「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧」を参照すること。

### 2.3 責任分界点

受注者にて提供するメディアコンバータ（以下、「MC」という。）のユーザ側インターフェイスまでを責任分界点とする。導入作業においては、法人が指定するラック等への配線及びMCの設置までを受注者の作業範囲として、MCへのLANケーブルの接続は法人が委託する基盤ネットワークシステム構築事業者にて実施する。なお、本通信サービス導入に際して新規に成端箱等が必要な場合、それらの導入・設置も受注者にて実施すること。

ただし、学術情報ネットワーク（以下、「SINET」という。）大阪データセンタへ引き込むネットワークの責任分界点は「別紙 2\_SINET DC 構成図」を参照すること。なお、SINET大阪データセンタも責任分界点は受注者にて提供するMCのユーザ側インターフェイスまでとするが、MCとパッチパネルを接続するケーブルの接続は受注者にて実施すること。

図表 2-3-1 責任分界点



## 2.4 提出書類

工程毎の提出書類は、下図表の通りとする。スケジュールは、下図表の「納入時期」を目安とし、作成した提出書類について、法人の承認を得ること。

提出書類の様式は任意とするが、記載する内容については事前に法人と調整すること。

納品形態及び部数は紙で 8 部（SINET を除く 8 拠点に各 1 部の想定）、電子で 2 部納入すること。

図表 2-4-1 提出書類一覧

項番	ドキュメント	概要	納入時期
1	業務実施計画書	本業務に係る実施計画（業務全体の体制、連絡経路、工程表、プロジェクト管理手法 等）を明示したもの	契約締結後 14 日以内
2	通信サービスネットワーク構成図	導入する通信サービス及び機器（付属品等も含む）のネットワーク構成を明示したもの ※提供業者として非公開の部分は除く	契約締結後 14 日以内
3	ネットワーク区間毎の月額一覧表	ネットワーク区間毎に継続費用（月額）を明示したもの	契約締結後 14 日以内
4	導入機器仕様書	導入した機器の仕様を明示したもの ※導入機器が使用する電源容量の一覧表を含む	契約締結後 1 ヶ月以内
5	導入計画書 導入作業体制表	導入作業等について、作業実施スケジュール、作業体制（作業担当者とその役割、保有資格、連絡先等）、作業（施工）方法、確認	導入作業工程開始 予定日の 2 週間前 まで

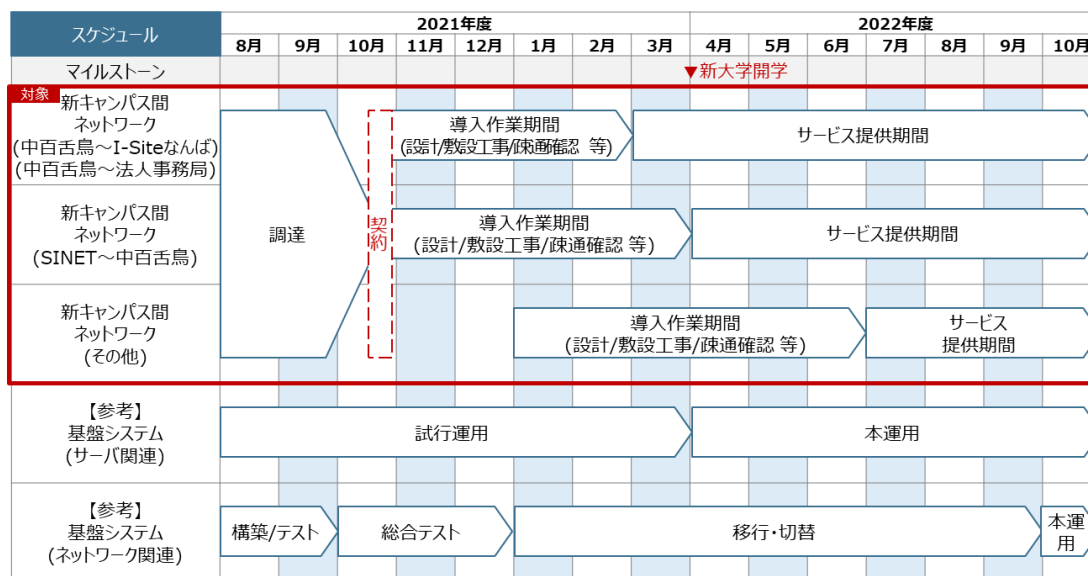
項番	ドキュメント	概要	納入時期
		方法等を記載したもの。事前もしくは設置場所での機器等の環境設定作業、疎通確認手順、確認方法を記載したもの	
6	障害時連絡体制表	運用保守時における障害・不具合対応のための受注者技術サポートの対応窓口を明示したもの	各ネットワーク区間の疎通確認予定日の1週間前まで
7	導入作業完了報告書及び疎通確認結果報告書	通信サービス提供のための作業等の完了及び疎通確認の結果を明示したもの ※施工箇所の写真及び図面の電子データでの納品を含む。なお図面については平面図だけではなく系統図も作成し、保守資料としても活用できるようにすること。	各ネットワーク区間の導入作業完了及び疎通確認後すみやかに
8	ネットワーク区間の一覧表 (構成管理資料)	拠点名、住所、担当部署の電話番号、ネットワーク帯域等を明示したもの	新規・変更・廃止の都度
9	保守計画書 保守作業体制表	保守範囲、サポート内容・方法、保守体制等を記載したもの ※変更の都度、提出すること	各ネットワーク区間のサービス提供開始日の2週間前まで
10	保守対応報告書	障害時対応報告、保守対応報告、保守作業対応履歴、各種情報提供等について記載したもの	サービス提供期間中の月に1回
11	業務報告書	本通信サービスの提供に係る業務の状況について記載したもの	サービス提供期間中の月に1回
12	議事録	本業務で実施する会議の議事を記載したもの	随時/会議後5営業日以内

### 3 スケジュール

#### 3.1 全体スケジュール

スケジュールについては現時点で下図表を想定している。

図表 3-1-1 導入スケジュール (案)



#### 3.2 導入作業期間

導入作業期間において、本通信サービスを提供するために必要な設計、事前調査、敷設作業・付帯作業、機器の搬入・設置、ケーブルの配線、疎通確認等を実施すること。

なお、サービス提供開始に遅延が発生しないよう、余裕を持って導入作業を完了させること。

#### 3.3 サービス提供期間

各ネットワーク区間のサービス提供期間は「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧」を参照すること。なお、サービス提供開始日がネットワーク区間ごとに異なるため、留意すること。

#### 3.4 サービス提供期間の延長

サービス提供期間の延長は 1 ヶ月単位でできること。サービス提供期間を延長する場合もサービス提供に係る費用は従来月額単価以下とすること。

なお、サービス提供期間を延長する場合は、法人よりサービス提供終了日の 1 ヶ月前までに通知することとする。具体的な通知方法、サービス提供期間の延長に関する手続きについては、事業者決定後、法人と協議すること。

#### 3.5 サービス提供期間中のネットワークの廃止

以下の 3 区間（括弧内は「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧」の No）においては、拠点所

在地の変更（拠点の移転）等の理由により、使用期間中にネットワークが廃止される可能性がある。その場合の継続費用（サービス利用料）は実際に利用した月日分のみ支払うこととし、それ以外の違約金等の支払いもないものとする。以下に記載のネットワーク区間以外で提供期間中のネットワーク廃止が発生する場合の費用負担については、両者協議の上で対応を決定すること。なお、サービス提供期間中にネットワークを廃止する場合は、法人よりサービス提供終了希望日の1ヶ月前までに通知することとする。具体的な通知方法、サービス提供期間中のネットワーク廃止に関する手続きについては、事業者決定後、法人と協議すること。

- ・中百舌鳥キャンパス～高専（No3、4）：2025年度末廃止の可能性あり
- ・中百舌鳥キャンパス～I-Site なんば（No7）：廃止の可能性あり（時期未定）
- ・中百舌鳥キャンパス～法人事務局（No10）：2024年度末廃止の可能性あり

### 3.6 支払方法

サービスを提供するために必要な導入作業に係る初期費用は、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「導入作業完了報告書及び疎通確認結果報告書」の提出・検収後、支払いを実施する。大別して、中百舌鳥～I-Site なんば間（「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧/No7」）、中百舌鳥～法人事務局間（同/No10）、SINET～中百舌鳥間（「同/No1、2」）と、それ以外のネットワーク区間で導入作業期間が異なるため、初期費用は2回に分けて支払うものとする。

継続費用（サービス利用料）は、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「業務報告書」の提出・検収後、支払いを実施する。なお、各ネットワーク区間におけるサービス提供期間の内、利用期間に応じて原則月額払いとする。

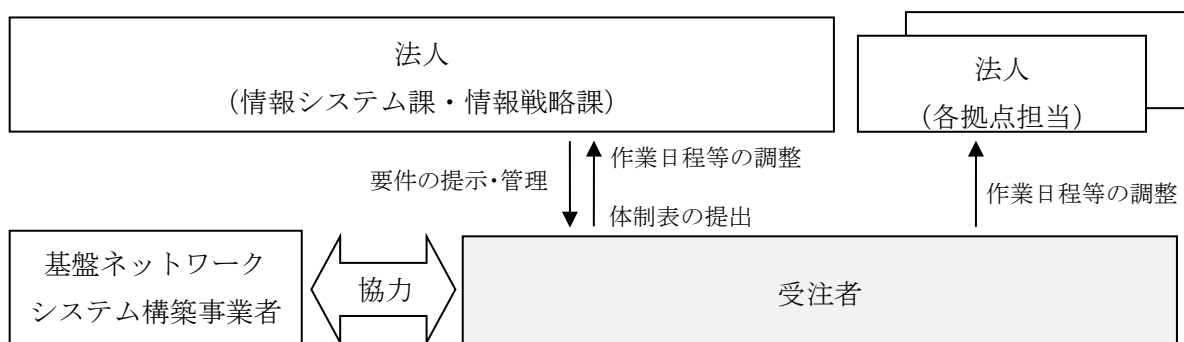
## 4 実施体制

通信サービスの提供及びその接続作業、保守作業に関しては、下図表に示す体制にて実施することとする。今回多数の拠点への導入作業等が必要になることから、各拠点担当職員等との調整は受注者が主体的に実施すること。

なお、導入に対する支援体制を「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「導入作業体制表」にて報告した上、導入期間中の問合せ対応等を行うこと。また、導入後の保守体制についても、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「保守作業体制表」にて報告した上、サービス利用期間中の問合せ対応等を行うこと。



図表 4-1 実施体制



図表 4-2 関係者の概要・補足

関係者	概要・補足
法人 (情報システム課・ 情報戦略課)	担当者は以下のとおり。 住所 〒599-8531 堺市中区学園町1番1号 C5棟 3F Tel 072-254-7628 公立大学法人大阪 新大学設置準備室 情報システム課 西原
法人 (各拠点担当)	担当者は契約締結後に提示する。
基盤ネットワークシ ステム構築事業者	法人の基盤ネットワークシステムを構築する事業者であり、構築後 は同システムの保守も担当する。

## 5 サービス要件

利用する通信サービス、及び機器（MC 及び付属品等）の仕様等は次の通りとするが、法人へ提供する通信サービスに伴って必要となる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

- (1) 調達する通信サービスの仕様は、「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧」を参照すること。
- (2) 受注者にて必要な MC を提供し、法人が用意するラック（19 インチ規格）に設置すること。なお、MC を設置するためのラックスペースについて、中百舌鳥キャンパスは 10U、その他拠点（SINET データセンタを除く）は 1U ずつを確保している（SINET データセンタは「6.12 SINET データセンタへの引き込みに関する留意事項」を参照）。それ以上のラックスペースが必要な場合は法人と協議することとし、協議の結果、追加でラック等が必要になった場合は受注者負担で整備すること。  
また、MC の設置において棚板が必要な場合、法人から 10 枚までであれば提供可能である。それ以上必要になる場合は受注者にて用意すること。  
必要な電源設備についても法人から提供することとする。

- (3) MC のユーザ側インターフェイスについては、オートネゴシエーション機能が有効であること。なお、回線速度が 10G のネットワーク区間に設置する MC については、全二重通信固定でも可とする。また、ユーザ側インターフェイスのイーサネット規格は「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧」を参照すること。
- (4) 用意する MC 等の機器については、本業務で導入したことが分かるようラベル等を用意し、貼付すること。具体的な方法については、法人と協議すること。
- (5) 本通信サービスでは VLAN 技術により論理分割した VLAN ID (IEEE802.1q プロトコルに準拠) を対向まで透過できること。
- (6) 中百舌鳥キャンパス～高専 (「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧/No3、4」) 及び中百舌鳥キャンパス～阿倍野キャンパス (「同/No5、6」) のネットワーク区間について、2 回線を用いた冗長性を担保するために以下いずれかの機能を有すること。
- ① 各ネットワーク区間においてリンクアグリゲーションを構成するため、LACP(Link Aggregation Control Protocol)が対向まで透過できること
  - ② 各ネットワーク区間の障害発生時に自動切り替えを行うためのリンクパススルー(リンク断転送)機能を提供できること
- (7) 以下の 3 区間 (括弧内は「別紙 1\_拠点間ネットワーク一覧」の No) においては、各 2 本のネットワークを敷設する予定であるが、冗長性の強化を図るため、拠点間のルートについては可能な限り異ルートの構成とし、同時被災を避けるため通信局舎も別々となるように構成すること。また、中百舌鳥キャンパスについては建屋への引込位置も 2 ルートに分けること。
- ・ SINET～中百舌鳥キャンパス (No1、2)
  - ・ 中百舌鳥キャンパス～高専 (No3、4)
  - ・ 中百舌鳥キャンパス～阿倍野キャンパス (No5、6)

## 6 構築役務要件

### 6.1 業務実施計画説明会

業務実施計画説明会を契約締結後 2 週間以内に実施すること。

「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「業務実施計画書」を基に本プロジェクトの体制や工程等の計画を報告するとともに、本通信サービスの詳細内容を説明すること。

### 6.2 協力体制

法人と基盤ネットワークシステム構築事業者の打合せに必要な応じて参加すること。

基盤ネットワークシステム構築事業者が行うネットワークの事前検証等に協力すること。

導入する機器や通信方式、運用保守サービス等の資料を必要な応じて提供すること。

### 6.3 プロジェクト体制

統括責任者を配置し作業実施体制を明確にすること。

### 6.4 コミュニケーション管理

受注者は本仕様書で明記する会議以外においても、必要に応じて、会議を主催すること。会議に必要な書類等を会議開催前までに作成し、事前に法人へ送付すること。会議終了後は、会議内容を取りまとめ、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「議事録」を法人へ提出し、その内容について承諾を得ること。

会議開催における法人職員の負担等を軽減するため、受注者にてコミュニケーションに必要となるツール（Web 会議サービス 等）を提供すること。

### 6.5 敷設作業等

通信サービスの設計、敷設作業（事前調査、光ケーブル敷設の宅内工事等）、光ケーブル敷設に関する付帯作業（壁・天井の貫通、ダクト・モールの新設 等）を受注者で実施すること。

敷設作業に際しては、受注者にて事前調査（現地下見等）を行い、工事内容の詳細を確認すること。

なお、作業の実施にあたっては、電気通信事業法、その他関連法規等を遵守すると共に、受注者の責任において円滑に進めること。

### 6.6 敷設作業等時間

以下の時間帯で作業を実施すること。なお、原則平日日中帯対応とするが、業務等への影響を考慮して、土日祝日・夜間帯での作業を求めることもあるため、留意すること。

- ・法人各拠点 : 月曜日から金曜日まで（平日）9時～17時 30分
- ・SINET のデータセンタ : 月曜日から金曜日まで（平日）9時～17時  
（年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

### 6.7 敷設作業等調整

作業に際しては事前に法人担当者と日程調整を行うこと。

作業予定は、法人の予定に合わせ計画の上、極力短時間で実施できるように配慮すること。

各拠点の担当職員等関係者が多数に及ぶことから、受注者が主体となって調整を実施すること。

### 6.8 疎通確認

拠点ごとの敷設作業等完了後、基盤ネットワークシステム構築事業者と連携して、疎通確認を実施すること。疎通確認はサービス提供開始日 1 週間前までに完了すること。

疎通確認の結果、法人ネットワーク機器に対する設定変更等が生じた場合には、基盤ネッ

トワークシステム構築事業者と協力し助言等の技術サポートを実施すること。

また、本通信サービス開始後、基盤ネットワークシステム構築事業者にて、拠点間ネットワークが接続する学内 LAN の切替えを予定しているため、その際にも必要に応じて、疎通確認・立ち会い等のサポートを実施すること。その切替えに際して、「I-Site なんば」では本業務で導入する MC の設置ラックに変更が生じるため、新ラックへの載せ替え、配線等必要な作業は本業務の範囲内で実施すること。

なお、本件における窓口も必要に応じて設けること。

#### 6.9 問合せ

法人、または、基盤ネットワークシステム構築事業者からの問合せ等に対応すること。

#### 6.10 原状回復

本業務での作業において、仮設、移設したものは原状どおりに復旧すること。

#### 6.11 敷設作業に関する留意事項

法人職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。騒音の発生が避けられない作業を実施する場合は、法人業務の調整が必要な場合もあるため、1ヶ月以上前に法人に対して、報告・相談を行うこと。

設計、設定、運送、工事、設置・切替、納品、原状回復等の付随作業も含めて、導入に関係する全ての作業に必要な費用は、受注者にて負担すること

#### 6.12 SINET データセンタへの引き込みに関する留意事項

- (1) 中百舌鳥キャンパスから SINET のデータセンタへのネットワーク接続は、本節(2)以降に定める留意事項に従い、SINET 大阪データセンタに対して実施すること。なお、本留意事項は SINET を管理する国立情報学研究所（以下、「NII」という）から 2021 年 8 月現在で提供されている情報を基にしているため、今後一部変更の可能性があるが、変更となった場合は両者協議の上、対応すること。
- (2) NII では、現行の SINET5 を 2022 年 3 月で終了し、2022 年 4 月から次期の SINET6 に移行する予定であるため、SINET6 用のデータセンタに対して、ネットワークを接続すること。なお、SINET6 データセンタへの接続の受け入れは 2022 年 1 月頃からを予定されているため、それを踏まえた上で、スケジュールを立てること。
- (3) SINET データセンタにおいては、本業務で導入する MC と SINET6 ルータ用のパッチパネル（形状は SC 型コネクタ）との間を光ファイバで接続すること。詳細な接続方法は「別紙 2\_SINET DC 構成図」を参照すること。
- (4) SINET データセンタにおいては、NII が用意・指定するラック上に MC を設置すること。なお、設置に際しては、NII が定める許容基準（「図表 6-12-1 SINET ラックスペース内設置機器の許容基準（概要版）」）を参照すること。なお、「SINET ラッ

クスペース内設置機器の許容基準」の全文は以下に記載があるため、必ず確認の上、記載事項について十分留意すること。

(<https://www.sinet.ad.jp/wp-content/uploads/2016/03/DCsettikiki.pdf>)

また、NII との協議・連絡は原則法人を經由して行う想定であるが、詳細な作業内容に関する連絡等必要に応じて、NII と受注者での直接の協議・連絡を求める場合もあるため、留意すること。

図表 6-12-1 SINET ラックスペース内設置機器の許容基準 (概要版)

項番	分類	許容基準
1	設置機器の形状等	大きさは、横置き時 高さ 65mm 以内、幅 170mm 以内、奥行き 260mm 以内であり、機器の個数は 2 つまでとする。
2		電源形式は NEMA5-15P であり、利用可能な電源口数は 2 口までとする。また、機器の入力電源は AC100V、最大消費電力は、合計 100W 以下であること。
3	設置作業等	設置前に、十分に NII と協議を行い、その指示に従うこと。また変更が必要な場合にも事前に協議を行い、その指示に従うこと。
4		作業当日、SINET 用ラックスペースまでのアテンドはデータセンタの担当者が実施するが、SINET 担当者が立ち会うことはないので、以下に示す設置作業を十分に理解し、実施すること。
5		設置機器には、ラベルプリンタ等で加入機関名(新大学名)および回線 ID をつけること。
6		電源ケーブルには、電源コネクタ周辺のコードに加入機関名(新大学名)のタグをつけること。
7		通信ケーブルの SINET 側コネクタ周辺に加入機関名(新大学名)のタグをつけること。
8		事前に現地調査を行い、必要な長さのケーブルを用意し、不必要なケーブル余長がないように心がけること。
9		NII が用意する棚板を利用して機器を設置する場合は以下を遵守すること。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マグネットや耐震ジェルを利用して地震等で機器が落下しないよう固定すること。</li> <li>・ 棚板前面に 3 台、後面に 3 台の機器が配置できるよう機器の設置及びケーブル配線を実施すること。</li> <li>・ ケーブル類は棚板枠外を迂回するなど、棚板上で他の割</li> </ul>

項番	分類	許容基準
		当スペースを利用しないようにすること。 ・ 耐震バンドを用いる場合、割当スペース内のみでバンド固定をすること。
10		他の通信に影響が出ないように、慎重に作業をすること。万が一、他の通信に影響が出ると考えられる作業ミス（ケーブル破損等）が発生した場合には、直ちに SINET オペレーションセンターに連絡すること。
11		作業後、完成図面・現場写真等を含めた報告書を法人経由で NII に提出すること。
12		NII による報告書確認の結果、NII の指示に基づき、修正を求めることがあるので従うこと。

## 7 運用保守サービス要件

### 7.1 基本要件

受注者は、ネットワークが常に安定して稼働するように、対象ネットワークの保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、基盤ネットワークシステム構築（保守）事業者との円滑な協力体制を実現すること。

### 7.2 保守内容

次の作業を受注者の責任において確実に実施すること。

なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても法人業務に影響を与えないよう、必要に応じて実施すること。

- (1) 本通信サービスを構成する全ての機器等についての運用、保守を行うこと。
- (2) アクセス回線を含め、全てのネットワークにおいて、常時監視を行うこと。なお、受注者が行う監視によって、法人が行う通信に影響を及ぼすことがないように設計すること。
- (3) 本通信サービスの障害発生時には、障害の原因究明・対応・復旧作業を行うとともに、法人に対して必要な連絡を実施すること。詳細は「7.9 障害管理」を参照すること。
- (4) 本通信サービスの拡張及び改善に対する法人からの相談に応じること。また、必要に応じて、本通信サービスに関する最新技術や関連通信サービスに関する最新情報を提供すること。
- (5) 本通信サービスで利用する機器等に脆弱性が発見された場合は、直ちに法人に連絡を行い、脆弱性対応等の必要性を協議の上、法人が指示する場合にはその対応作業を実施すること。なお、作業に伴い、対象拠点への入室調整やネットワーク停止

が必要な場合は、作業日時の調整等を法人担当者に対して実施すること。

- (6) ネットワークのメンテナンス等、特別な事由でネットワークが停止する場合は、原則として1か月以上前に法人担当者へ連絡を行い、承諾を得ること。

### 7.3 運用保守体制

ネットワークサービスは24時間365日の稼働を前提としているため、障害発生時には休日、祝日、夜間等を問わず迅速な対応ができる運用保守体制を確立すること。

### 7.4 予備品・保守部品

受注者は、保守拠点に予備品・保守部品を用意する等により、オンサイトでの迅速な保守対応を実現すること。

### 7.5 サービス提供時間

サービス提供時間は24時間365日とすること。

### 7.6 問合せ受付時間

問合せ受付時間は24時間365日とすること。

### 7.7 運用保守作業時間

提供サービスに影響を与えない時間に実施すること。なお、法人拠点及びSINETデータセンタにて作業を実施する場合には、原則日中帯にて実施すること。

### 7.8 問合せ

保守関連の問合せ窓口は1か所に集約することとし、法人、または、基盤ネットワークシステム構築（保守）事業者からの問合せ等に対応すること。

### 7.9 障害管理

障害発生検知時には、30分以内に電話・メール等により法人担当者に連絡し、1時間以内に障害復旧（原因究明・対応、復旧作業等）に係る対応を開始し、迅速な復旧措置を取れること。障害発生に係る法人から通報を受けた場合、原則として通報後1時間以内に適切な対応を開始し、復旧措置を取れること。

障害復旧に関する進捗管理や、関係者への各種調整を行うと共に、法人担当者への定期報告も実施すること。

また、障害部位の特定を円滑に行うため、受注者は「2.3 責任分界点」に従い、本業務で導入するMCまで切り分け試験等を行い、ネットワークを含む不良部位の切り分け及び交換を行うとともに、必要に応じて疎通確認を行うこと。また、必要に応じて基盤ネットワークシステム構築（保守）事業者と連携をとり、障害部位の原因特定のための調査を行うこと。

障害復旧後、法人が必要と判断した場合には、障害報告書等を提出し報告すること。  
障害が頻繁に発生する可能性があるものについては、予防処置を施すこと。

#### 7.10 廃止に伴う撤去作業

サービス提供期間終了後のネットワーク廃止の際には、機器等の撤去に関する作業を行うこと。なお、撤去に伴う費用は、受注者の負担とする。サービス提供期間中にネットワークを廃止する場合も同様とする。

#### 7.11 特記事項

契約期間中に法人から各種協力依頼があった場合には、可能な限り迅速に対応すること。

また、サービス提供期間前においても、疎通確認完了後は「7.2 保守内容」のとおり運用、保守対応を行うこと。

### 8 その他

- (1) ネットワーク敷設等の際は、法人施設に損傷を与えないよう十分に注意をすること。
- (2) ネットワーク敷設等の際は、事前に法人と十分協議の上、実施すること。また、安全管理には特に注意すること。
- (3) 本通信サービスの提供を受けるに際して、法人から受注者への申込等が必要な場合は、契約締結後すみやかに対象の様式を提出すること。
- (4) ネットワーク敷設等に要する機器等の費用は受注者負担とするが、法人の故意又は過失による損傷については、法人の負担とする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は受注者と法人が双方協議してこれを決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。



## 別紙1\_拠点間ネットワーク一覧

(項目詳細は表未参照)

No	通信元拠点	通信元拠点住所	通信先拠点	通信先拠点住所	新ネットワークで使用する回線					
					回線区分	回線速度 (bps)	種別	MCユーザ側インタフェースの イーサネット規格	サービス提供 開始日	サービス提供 終了日
1	SINET	大阪DC	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	イーサネット専用線	10G	帯域保証	通信元拠点：10GBASE-LR 通信先拠点：10GBASE-SR	令和4年4月1日	令和9年3月31日
2	SINET	大阪DC	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	イーサネット専用線	10G	帯域保証	通信元拠点：10GBASE-LR 通信先拠点：10GBASE-SR	令和4年4月1日	令和9年3月31日
3	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	高専	寝屋川市幸町26-12	イーサネット専用線	1G	帯域保証	通信元拠点：1000Base-T 通信先拠点：1000Base-T	令和4年7月1日	令和9年3月31日
4	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	高専	寝屋川市幸町26-12	イーサネット専用線	1G	帯域保証	通信元拠点：1000Base-T 通信先拠点：1000Base-T	令和4年7月1日	令和9年3月31日
5	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	阿倍野キャンパス	大阪市阿倍野区旭町1-4-3	イーサネット専用線	10G	帯域保証	通信元拠点：10GBASE-SR 通信先拠点：10GBASE-SR	令和4年7月1日	令和9年3月31日
6	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	阿倍野キャンパス	大阪市阿倍野区旭町1-4-3	イーサネット専用線	10G	帯域保証	通信元拠点：10GBASE-SR 通信先拠点：10GBASE-SR	令和4年7月1日	令和9年3月31日
7	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	I-Siteなんば	大阪市浪速区敷津東2-1-41	イーサネット専用線	1G	帯域保証	通信元拠点：1000Base-T 通信先拠点：1000Base-T	令和4年3月1日	令和9年3月31日
8	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	梅田サテライト	大阪市北区梅田1-2-2-600	イーサネット専用線	1G	帯域保証	通信元拠点：1000Base-T 通信先拠点：1000Base-T	令和4年7月1日	令和9年3月31日
9	杉本キャンパス	大阪市住吉区杉本3-3-138	健康科学IC	大阪市北区大深町3-1	イーサネット専用線	100M	帯域保証	通信元拠点：100Base-TX 通信先拠点：100Base-TX	令和4年7月1日	令和9年3月31日
10	中百舌鳥キャンパス	堺市中区学園町1-1	法人事務局	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-601	イーサネット専用線	1G	帯域保証	通信元拠点：1000Base-T 通信先拠点：1000Base-T	令和4年3月1日	令和9年3月31日

<項目の詳細>

【通信元拠点/住所】【通信先拠点/住所】：ネットワーク回線の始点・終点となる拠点名/住所

【新ネットワークで使用する回線】：対象のネットワーク回線に関する制約

# 別紙2\_SINET DC構成図

## SINET6 DC(大阪)

